

令和3年(三)第449号

債権者 石地 優 外8名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙127～乙162号証の2)

令和3年9月17日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	谷		健 太	郎	 17
弁護士	持	田	陽	一	 17
弁護士	中	室		祐	 17

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 127 の 1	IAEA Safety Standards for protecting people and the environment Safety of Nuclear Power Plants: Design Specific Safety Requirements No. SSR-2/1 (Rev. 1) (抜粋)	写し	H28	国際原子力機関 (I A E A)	深層防護の意味及びその具体的内容。
乙 127 の 2	I A E A 安全基準人と環境を防護するために 原子力発電所の安全: 設計 個別安全要件 No. SSR-2/1 (改訂 1) (抜粋)	写し	R3. 9	債務者	
乙 128	原子力安全の基本的考え方について 第 I 編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート (抜粋)	写し	H26. 5. 20	一般社団法人 日本原子力学会標準委員会	深層防護の考え方は、各防護レベルの十分な対策を前提にして、あえてその効果が十分でなかった場合に備えて対策を多層にするという考え方であり、各防護レベルの対策が奏功しないことを想定するのは、事前の計画として、あえて行うべきものであると考えられていること
乙 129	防災基本計画 (抜粋)	写し	R3. 5	中央防災会議	中央防災会議が策定した防災基本計画 (原子力災害対策編) の内容
乙 130	原子力災害対策指針	写し	R3. 7. 21	原子力規制委員会	原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針の内容

乙 131	UPZ外の防護対策について	写し	H27. 3. 4	原子力規制庁	気体状または粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団が到達すると、その地域の空間放射線量率は急速に上昇するが、通過後は、短時間のうちに低下すること等
乙 132	原子力災害対策指針の主なポイント	写し	H25. 9	原子力規制庁	原子力災害対策指針における緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）等の内容
乙 133	第 32 回原子力災害対策本部会議 第 2 回原子力防災会議 合同会議 議事録	写し	—	原子力災害対策本部事務局 原子力防災会議事務局	平成25年9月3日に開催された第2回原子力防災会議において、政府を挙げて地域防災計画の充実化を支援すること等が決定されたこと
乙 134	地域原子力防災協議会の設置について	写し	H27. 3. 20	内閣府政策統括官（原子力防災担当）	地方公共団体の地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、地域原子力防災協議会が設置されたこと、同協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認が行われること等
乙 135	「美浜地域の緊急時対応」の取りまとめについて	写し	—	内閣府	福井エリア地域原子力防災協議会の下に設置された作業部会の中の美浜地域分科会において、美浜地域に関する緊急時対応に係る課題についての検討が行われ、その検討結果について、同協議会及び原子力防災会議において確認、了承されたこと等
乙 136	第 11 回原子力防災会議議事録	写し	—	原子力防災会議事務局	令和3年1月8日の第11回原子力防災会議において、福井エリア地域原子力防災協議会での確認結果が報告され、「美浜地域の緊急時対応」が了承されたこと
乙 137	美浜地域の緊急時対応（全体版）	写し	R3. 1. 5	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会	美浜地域における緊急時対応の内容等

乙 138	美浜発電所 原子力事業者防災業務計画	写し	R3. 8	債務者	美浜発電所 3 号機（以下、「本件発電所」という）において、平常時から、原子力防災体制の整備、原子力防災資機材の確保、国、地方公共団体等との連絡体制の整備等を行っていること等
乙 139	プレスリリース 「原子力事業における相互協力について」	写し	H28. 4. 22	債務者	債務者が、平成28年4月22日に、訴外中国電力株式会社、訴外四国電力株式会社及び訴外九州電力株式会社との間で、原子力災害時における相互協力等を目的とした協定を締結したこと並びに協定の主な内容
乙 140	プレスリリース 「原子力事業における相互協力への北陸電力の参加について」	写し	H28. 8. 5	債務者	訴外北陸電力株式会社が、平成28年8月5日に、乙139の協定に参加し、現在は5社間の協定となっていること
乙 141	原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について	写し	H29. 9	原子力規制委員会	内閣総理大臣及び原子力規制委員会には、原子力事業者防災業務計画が、原子力災害対策特別措置法7条1項の規定に違反していると認められないこと、原子力災害の発生もしくは拡大を防止するために十分でないと認められないことを確認することが必要とされていること等
乙 142	あくなき安全性の追求 安全性向上に対する当社の姿勢、これからのアクション	写し	H30. 12. 25	債務者	債務者が、大飯発電所 3 号機及び高浜発電所 4 号機での重大事故を想定した「平成30年度原子力総合防災訓練」に参加し、事故を収束させる訓練を行うとともに、広域避難の実施の際に必要な要員の派遣等、緊急時における総合的な訓練を実施したこと等
乙 143	平成 30 年度原子力総合防災訓練実施成果報告書	写し	H31. 3	内閣府（原子力防災担当）	高浜発電所及び大飯発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練が実施されたこと等

乙 144	福井エリア地域原子力防災協議会 (第4回) 議事要旨	写し	—	内閣府	内閣府が令和2年7月30日に、第4回福井エリア地域原子力防災協議会を開催し、新型コロナウイルス感染症等の流行下における各種防護措置の具体化等、緊急時対応の一層の具体化、充実化が図られていること、及び原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的な内容になっていることを確認した上で、「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を改定したこと。内閣府が今後も継続して、より合理的かつ実効性のある計画に改善するための取り組みを行うとしていること等
乙 145	「高浜地域の緊急時対応」の改定について	写し	R2. 7. 30	内閣府	「高浜地域の緊急時対応」の改定の概要
乙 146	高浜地域の緊急時対応（全体版）	写し	R2. 7. 30	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会	過去の訓練の評価結果等を踏まえて改定された「高浜地域の緊急時対応」の内容等
乙 147	「大飯地域の緊急時対応」の改定について	写し	R2. 7. 30	内閣府	「大飯地域の緊急時対応」の改定の概要
乙 148	大飯地域の緊急時対応（全体版）	写し	R2. 7. 30	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会	過去の訓練の評価結果等を踏まえて改定された「大飯地域の緊急時対応」の内容等

乙 149	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について	写し	R2. 4. 1	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等	国から地方公共団体に対して通知された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の内容
乙 150	避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について	写し	R2. 4. 7	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等	
乙 151	知っておくべき5つのポイント	写し	R2. 5. 15	内閣府（防災担当）・消防庁	新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則とされていること （令和2年5月15日付「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」） http://www.bousai.go.jp/
乙 152	新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き	写し	R2. 5	福井県	福井県においては、避難所の開設及び運営における新型コロナウイルス感染防止対策等についての具体的対応方針が示されていること
乙 153 の 1	防災基本計画修正新旧対照表	写し	R2. 5. 29	内閣府中央防災会議	防災基本計画に「令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」、「新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする」との記載が加わったこと
乙 153 の 2	防災基本計画	写し	R2. 5. 29	内閣府中央防災会議	

乙 154	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について	写し	R2. 6. 2	内閣府政策統括官（原子力防災担当）	国は、「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとする」との基本姿勢を示していること等
乙 155	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて	写し	R2. 6. 8	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）等	国が地方公共団体に向けて通知した避難所における新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する助言の内容
乙 156	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン	写し	R2. 11. 2	内閣府	内閣府が関係道府県に対して、訓練の実施等を通じて、本ガイドラインを利活用し、各地域の実情に合わせた避難計画（原子力災害対策）の継続的な検討及び準備を進めていくよう助言していること
乙 157	第 12 回福井エリア地域原子力防災協議会美浜地域分科会議事概要	写し	—	内閣府	福井県は、本件発電所を対象とした原子力防災訓練を令和3年10月29日及び30日に実施予定としていること
乙 158	福井県ウェブサイト「福井県地域防災計画（各編）・福井県石油コンビナート等防災計画」 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaishaku/bo-usaikeikaku.html)	写し	(R3. 9 ウェブサイトから取得)	福井県	福井県の地域防災計画において、それぞれの地方公共団体に必要となる地震災害、風水害及び雪害への対策等の定めがなされていること
乙 159	滋賀県地域防災計画 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougou/12559.html)	写し	(R3. 9 ウェブサイトから取得)	滋賀県	滋賀県の地域防災計画において、それぞれの地方公共団体に必要となる地震災害、風水害及び雪害への対策等の定めがなされていること

乙 160	原子力災害発生時の防護措置の考え方	写し	H28. 3. 16	原子力規制委員会	原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方の内容
乙 161	国際放射線防護委員会の 2007 年勧告（抜粋）	写し	H24. 4. 20	社団法人日本アイソトープ協会	100mSv（ミリシーベルト）以下の低線量被ばくでは人に関する放射線リスクの直接的な証拠は存在しないこと、 この報告書は、専門家により、最新の科学的知見を踏まえて作成・更新されていること なお、本書証は、国際放射線防護委員会（ICRP）の承諾のもと発行された、社団法人日本アイソトープ協会による邦訳版である。
乙 162 の 1	SOURCES AND EFFECTS OF IONIZING RADIATION UNSCEAR 2008 Report（抜粋）	写し	H22	原子放射線の影響に関する 国連科学委員会（UNSCEAR）	100mSv以下の低線量被ばくでは人に関する放射線リスクの直接的な証拠は存在しないこと、 この報告書は、専門家により、最新の科学的知見を踏まえて作成・更新されていること、 この報告書は、国際連合内の関連機関により策定される放射線防護に関する国際標準の根拠とされていること
乙 162 の 2	上記の一部の訳文	写し	R3. 9	債務者	